

独立行政法人北方領土問題対策協会法

(平成一四年一二月六日法律第一三二号)

- 一、提案理由(平成一四年一一月七日・衆議院特殊法人等改革に関する特別委員会)
(独立行政法人国民生活センター法(平一四法一二三)の提案理由と一括して掲載)
- 二、衆議院特殊法人等改革に関する特別委員長報告(平成一四年一一月一九日)
(独立行政法人国民生活センター法(平一四法一二三)の委員長報告と一括して掲載)
- 三、参議院沖縄及び北方問題に関する特別委員長報告(平成一四年一一月二九日)

本田良一君 ただいま議題となりました独立行政法人北方領土問題対策協会法案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画の円滑な実施に資するため、北方領土問題対策協会を解散をして独立行政法人北方領土問題対策協会を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであります。

委員会におきましては、北方領土問題解決に向けての大臣の決意、北方領土問題対策協会を独立行政法人化するに至った経緯や理由、独立行政法人化に伴う協会の組織や業務の主な変更点、独立行政法人化が北方領土返還要求運動に及ぼす影響、独立行政法人化による協会の合理化、効率化、独立行政法人化の妥当性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して紙委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局をし、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、御報告申し上げます。